

改正決定のお知らせ

山形県最低賃金

22円UP ↑

時間額

739円

平成29年10月6日から

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者が対象となります。使用者も、労働者も賃金が最低賃金以上になっているか、必ず確認しましょう。

最低賃金の計算には、(1) 精皆勤手当、(2) 通勤手当、(3) 家族手当、(4) 賞与等、(5) 時間外・休日・深夜手当は含まれません。

【注】特定の産業(①「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業：現行782円」、②「ポンプ・圧縮機械、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業：現行798円」、③「自動車・同附属品製造業：現行797円」、④「自動車整備業(自動車分解整備の業務に従事する者に限る)：現行801円」の4つの産業)で働く労働者には山形県の特定(産業別)最低賃金が適用されます。

ご不明な点がございましたら、山形労働局労働基準部賃金室☎023-624-8224
又は、最寄りの労働基準監督署へお問合せください。

■ 山形労働基準監督署 ☎023-624-6211

■ 米沢労働基準監督署 ☎0238-23-7120

■ 村山労働基準監督署 ☎0237-55-2815

■ 庄内労働基準監督署 ☎0235-22-0714

■ 新庄労働基準監督署 ☎0233-22-0227

厚生労働省 山形労働局・労働基準監督署

最低賃金キャッチフレーズ募集！

山形労働局では、本年度の最低賃金を、広く県内の使用者・労働者をはじめ社会一般に周知するため、「最低賃金キャッチフレーズ」を募集します。

【募集するキャッチフレーズの内容】

「最低賃金」「739円」等をキーワードとした作品を応募ください。

【本年度の山形県最低賃金739円（10月6日発効）を分かりやすく表現した作品を応募ください。】

【応募資格】

- ・山形県内在住者

【入賞】

入賞 1点
佳作 3点以内

《入賞作品は山形労働局が作成するポスター・リーフレット等に使用を予定しています！》

【応募方法】

- ・ファックスによる応募

《キャッチフレーズ記載欄》に作品・必要事項を記入し、山形労働局賃金室（Fax023-624-8345）あてご応募ください。

- ・郵送による応募

郵送の場合は、山形労働局賃金室（〒990-8567 山形市香澄町3-2-1）あてご応募ください。

【応募締め切り】

平成29年10月20日（金）まで

【作品応募先・問合せ先】

山形労働局賃金室（990-8567山形市香澄町3-2-1）

☎023-624-8224 Fax023-624-8345

※ 詳しい募集要領は山形労働局ホームページに掲載してあります。

《キャッチフレーズ記載欄》 ※この面をそのままファックスください！

山形労働局賃金室 あて（Fax023-624-8345）

id-0918

《最低賃金キャッチフレーズ》

《最低賃金キャッチフレーズ》	
ふりがな 応募者のお名前	
所属事業所名 (個人で応募の場合は空欄で結構です。)	
所属事業所の住所 (個人で応募の場合は住所をご記入ください。)	
連絡先の電話番号 (事業所・自宅) ←何れかに○を付けてください。)	

はじまります、「無期転換ルール」

平成25年4月1日以降、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

詳しくは、山形労働局雇用環境・均等室 電話023-624-8228まで

山形県 最低賃金 が改定されました。

平成29年
10月6日から

〈時間額〉

739 円



雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>
WEBで確認!

最低賃金に関するお問い合わせは山形労働局または最寄りの労働基準監督署へ
山形労働局ホームページアドレス
<http://yamagata-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



